

# 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果

平成23年11月8日

総務省行政評価局

## 目 次

資料 1	租税特別措置等に係る政策評価の点検について	1
資料 2	租税特別措置等に係る政策評価の実施件数	2
資料 3	租税特別措置等に係る政策評価の点検結果	3
資料 4	点検結果の一覧表	6
参考 1	租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲	16
参考 2	政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）	17

# ■ 租税特別措置等に係る政策評価の点検について

## <背景>

租税特別措置等については、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）に基づき、「抜本的に見直すこととされ、見直しに当たっては「政策評価を厳格に行う」とされた。

※ 中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）（平成23年8月12日閣議決定）においても、租税特別措置については、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースから見直すこととするとされている。

## <点検の観点等>

- 平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）を踏まえて策定された「租特評価ガイドライン」の主要な要素を点検項目として設定し、点検。  
※ 「6つのテスト」とは、①背景にある政策の今日的な「合理性」、②政策目的に向けた手段としての「有効性」、③補助金等他の政策手段と比した「相当性」について検証を求めるもの。
- 点検は、評価に求められる一定水準に達しているか（税制改正作業等に有益な最低限必要となる要素（項目）の説明が行われているか）の観点から実施。  
(注) 租税特別措置等の要否を判断しているものではない。
- 評価書上だけでは判断できない内容等については、国民への説明責任の向上に資するため、各府省からの補足説明をも踏まえ、点検を実施。補足説明の内容は、有益な情報として整理し（評価の情報の充実）、点検結果に併せて税制改正作業に提供するとともに公表。

## 租税特別措置等に係る政策評価の実施件数

平成24年度税制改正要望に際し、各府省で実施された租税特別措置等に係る政策評価（以下「租特評価」という。）の件数は、合計で165件（注）。

このうち、義務付けとなっている法人税関係の租特評価は100件であるが、義務付け対象外の租特評価も65件と積極的な取組が行われている（その多くは経済産業省により実施）。

（注）この他、義務付けられているにもかかわらず評価の実施が遅れたため、点検できなかったものが1件ある。

### 【区別の実施件数】

事 前 評 價					事後評価	合 計
新 設	拡 充	延 長	拡 充 延 長	小 計		
43	31	53	13	140	25	165

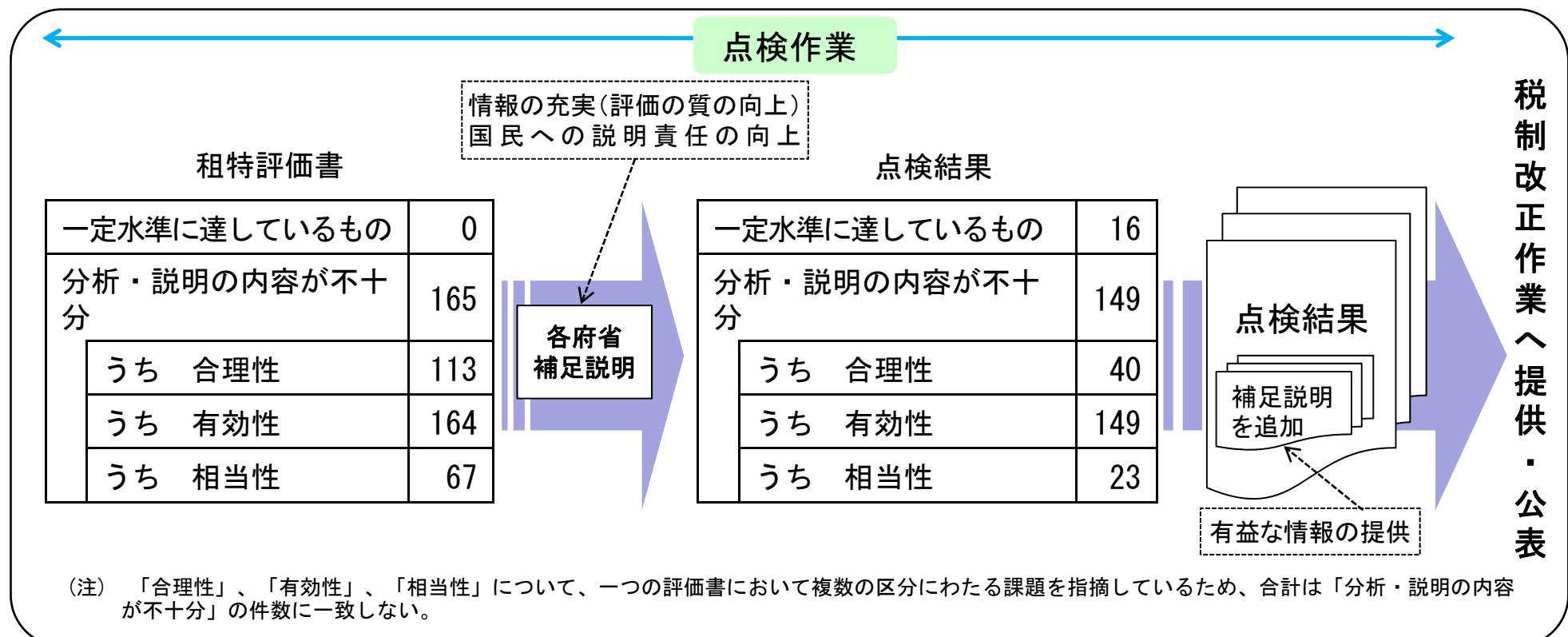
（注）「拡充・延長」の区分は、一つの評価書において複数の内容の要望が含まれているものである。

### 【義務付け対象かどうかの分類による実施件数】

事 前 評 價			事 後 評 價			合 计		
義務付け 対象	義務付け 対象外	小 計	義務付け 対象	義務付け 対象外	小 計	義務付け 対象	義務付け 対象外	小 計
92	48	140	8	17	25	100	65	165

## 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果

- 各府省の当初の評価書では、一定水準に達しているものはみられなかった。
- 当省において、165件の租特評価について点検を行い、各府省に補足説明を求めた結果、16件が評価に求められる一定水準に達することとなった。しかしながら、租特評価の大半（165件中149件）は、特に、有効性（費用対効果）の分析・説明が不十分。
- 補足説明については、有益な情報として整理し（評価の情報の充実）、点検結果に併せて税制改正作業に提供するとともに公表。



## ○ 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

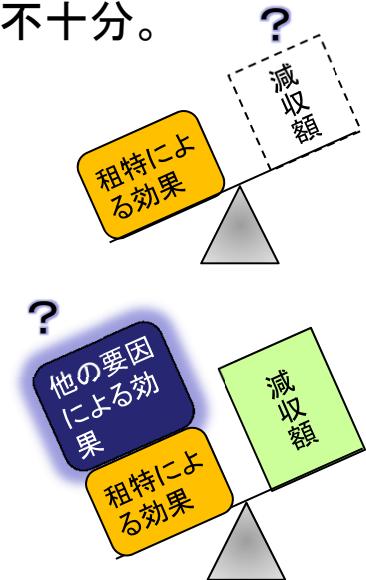
### <有効性（費用対効果）の説明が不十分>

- 税収減を是認するような有効性（費用対効果）は、租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報。しかし、大半の租特評価では、費用対効果の分析・説明が不十分。

例1 税収減を是認する効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明しているもの。

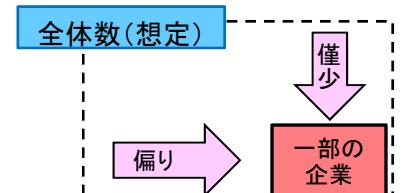
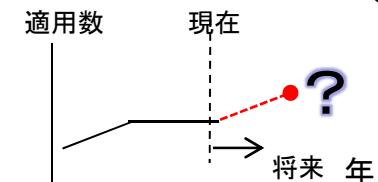
例2 税収減を是認する効果（費用対効果）は、減収額と効果を対比して説明することが必要。しかし、減収額には触れず、効果があることだけを説明しているもの。

例3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問があるもの。



### <適用実態・見込みの説明が不十分>

- 租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分なものがある。
- 租税特別措置等の実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられるケースについて、そのことに関する説明が不十分なものがある。



## ○ 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

### <政策目的の根拠が不明>

租税特別措置等によって実現する政策目的が、優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）が明らかにされていないものがある。

### <租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分>

租税特別措置等で達成しようとした当初の目標が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分なものがある。

## ○ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

### <他の政策手段と比較した説明が不十分>

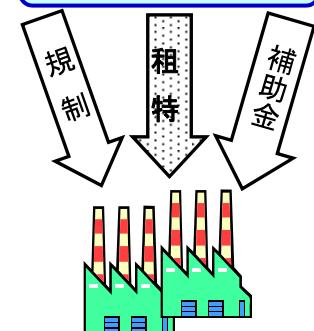
租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段を探ることが必要かつ適切であることの説明が不十分なものがある。

### <他の政策手段との役割分担の説明が不十分>

補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分なものがある。

政策目的

政策手段



## 点検結果の一覧表

### ＜点検結果の一覧表の見方＞

1. 制度名：各評価書に記載されている租税特別措置等の名称を記載。
2. 区 分：「新設」は、新設に係る事前評価、「拡充」は、拡充に係る事前評価、「延長」は、延長に係る事前評価、「拡・延」は、拡充及び延長に係る事前評価、「事後」は、事後評価を表す。
3. 義務付けの○印：評価が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る評価
4. 分析・説明が不十分欄  
「●」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
「※」：点検過程における各府省からの補足説明により課題が解消したもの。  
「—」：区分（新設及び事後）の性質上、記載の必要のないもの等。

（6つのテスト欄）

- 「政策目的の根拠等」：政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。
- 「当初の目標の達成状況等」：当初の目標の達成状況や引き続き実施する理由が説明されているか。
- 「僅少・偏り」：適用数等が想定外に僅少であったり、特定の者に偏っていないかが説明されているか。
- 「税収減の是認効果等」：税収減を是認するような効果が確認されているかの説明や達成目標の説明がされているか。達成目標に係る測定指標が設定されているか等。
- 「租特の手段をとる必要・適切性」：補助金や規制などと比較して租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。
- 「他の支援措置との役割分担」：他の支援措置等がある場合に、適切かつ明確な役割分担が説明されているか。
- 「その他の」：政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するかが説明されているか。

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他	
					6つのテスト								
					合理性		有効性		相当性				
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担			
<b>内閣府</b>													
内閣01	金融業務特別地区における税制上の特別措置	拡・延	○		※	※	●	●	●	※			
内閣02	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例	新設	○		※	—	—	●					
内閣03	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長	延長	○			※	●	●					
内閣04	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大	拡充			※	※		●					
内閣05	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業	拡充				●	※	●					
内閣06	特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例	新設	○			—	—	●			※		
内閣07	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置	新設	○		※	—	—	●					
内閣08	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置	新設	○		※	—	—	●	●	※	※		
内閣09	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置	拡・延	○		※		●	●					
内閣10	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置	拡・延	○			※		●	●				
内閣11	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	拡・延	○			●		●					
内閣12	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	新設				—	—	●	●	※	※		
内閣13	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	新設	○			—	—	●	●	●	●	※	
内閣14	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	新設	○		※	—	—	●	●				
内閣15	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	新設	○		※	—	—	●	●				
<b>国家公安委員会・警察庁</b>													
警察01	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察の船舶の用途）	延長			※	●	※	●					
警察02	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察通信施設の非常電源の用途）	延長			※	●	●	●					
警察03	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（指定自動車教習所の教習用車両の用途）	延長			※	●	※	●					

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他	
					6つのテスト								
					合理性		有効性		相当性				
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担			
<b>金融庁</b>													
金融01	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	新設	○		※	—	—	●	※				
金融02	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し	拡充	○			※		●					
金融03	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入	新設	○			—	—	●					
金融04	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続	新設	○			—	—	※					
金融05	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	事後	○			※		●	※	※			
金融06	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）	事後	○					●					
金融07	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）	事後	○					●					
<b>総務省</b>													
総務01	通信・放送システム災害対策促進税制の創設	新設	○			—	—	●	※				
総務02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乗せ措置の恒久化)	拡充	○						※				
総務03	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	○						※				
総務04	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）	拡・延	○						※				
総務05	中小企業投資促進税制の拡充・延長	拡・延	○						※				
総務06	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	延長	○						●				
総務07	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長	延長	○						●				
総務08	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置	拡・延	○		※			※	●				
総務09	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置	拡・延	○		※			●	●				
<b>財務省</b>													
財務01	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続	新設	○			—	—	※					

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他	
					6つのテスト								
					合理性		有効性		相当性				
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担			
<b>文部科学省</b>													
文科01	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	新設	○				—	—	●	●	●	※	
文科02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）	拡充	○						※				
文科03	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充	拡充	○		※	※	※	●	※	※			
<b>厚生労働省</b>													
厚労01	雇用促進税制の拡充	拡充	○		※	※		●					
厚労02	新築住宅に係る特例措置の延長	延長				●	※	●					
厚労03	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	新設			●	—	—	●					
厚労04	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除の創設	新設	○		●	—	—	●	●				
厚労05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	○						※				
厚労06	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	延長	○			●		●					
厚労07	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除	新設				—	—	●	※	※			
厚労08	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続	新設	○			—	—	※		※			
厚労09	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	○			●	●	●					
厚労10	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大	新設	○		※	—	—	●	※	※			
厚労11	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	○			●	●	●					
厚労12	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長				●	●	●					
厚労13	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し	新設			●	—	—	●		●	●		
厚労14	中小企業投資促進税制の拡充	拡・延	○					●					
厚労15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長	延長			●	●	●	●	●				
厚労16	社会保険診療報酬の所得計算の特例	事後	○		●	●		●		●			

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他	
					6つのテスト								
					合理性		有効性		相当性				
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担			
厚労17	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	新設	○		—	—	●	●	●	※			
厚労18	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置	新設	○		—	—	●	※	※	※			
<b>農林水産省</b>													
農水01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）（食品製造業及び農薬製造業）	拡充	○				※	●	●				
農水02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農薬製造業）	拡充	○				※	●	●				
農水03	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）	延長	○				※	●	●		●		
農水04	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）	延長	○				※	●	●		●		
農水05	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）	延長	○				※		●				
農水06	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（農業者関係）	延長	○				※		●				
農水07	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）	延長	○				※		●				
農水08	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）	延長	○				※		●				
農水09	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）	延長	○				※		●				
農水10	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）	延長	○				※		●				
農水11	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置	拡・延	○				※		●				
農水12	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置の拡充及び延長	拡・延	○				※		●				
農水13	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	拡・延	○				※		●				
農水14	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却	新設	○		—	—	—	●					
<b>経済産業省</b>													
経産01	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	拡充			※	※		●			※		
経産02	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	拡充			※	※		●			※		

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他	
					6つのテスト								
					合理性		有効性		相当性				
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担			
経産03	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税	拡充			※	※	※	●				※	
経産04	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税	拡充			※	※	※	●					
経産05	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	拡充			※	●	※	●					
経産06	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	拡充			※	●	※	●					
経産07	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置	拡充	○			●	●	●	●	●			
経産08	海外投資等損失準備金	延長	○		※	※	※	●					
経産09	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）	延長	○			●			●	※	※		
経産10	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減	延長			※	※			●	※			
経産11	金属鉱業等歎害防止準備金	延長	○			※			●	※			
経産12	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置	延長							●	※			
経産13	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減	延長				●	●	●					
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乗せ措置の恒久化)	拡充	○						※				
経産15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価T O Bに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の緩延等	新設	○			—	—	●	※	※			
経産16	中小企業投資促進税制	拡充	○						※				
経産17	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	延長	○						●				
経産18	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の税率の軽減措置	延長				※	※	●	※				
経産19	特定の資産の買換えの場合の課税の特例	延長	○		●	※	※	●	※	※			
経産20	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置	新設				—	—	●					
経産21	沖縄の国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)における特例措置	新設	○		※	—	—	●					
経産22	国際物流拠点産業集積地域(仮称)における税制上の特例措置	新設	○		※	—	—	●	※	※			
経産23	産業イノベーション地域(仮称)の課税の特例	新設	○		※	—	—	●					

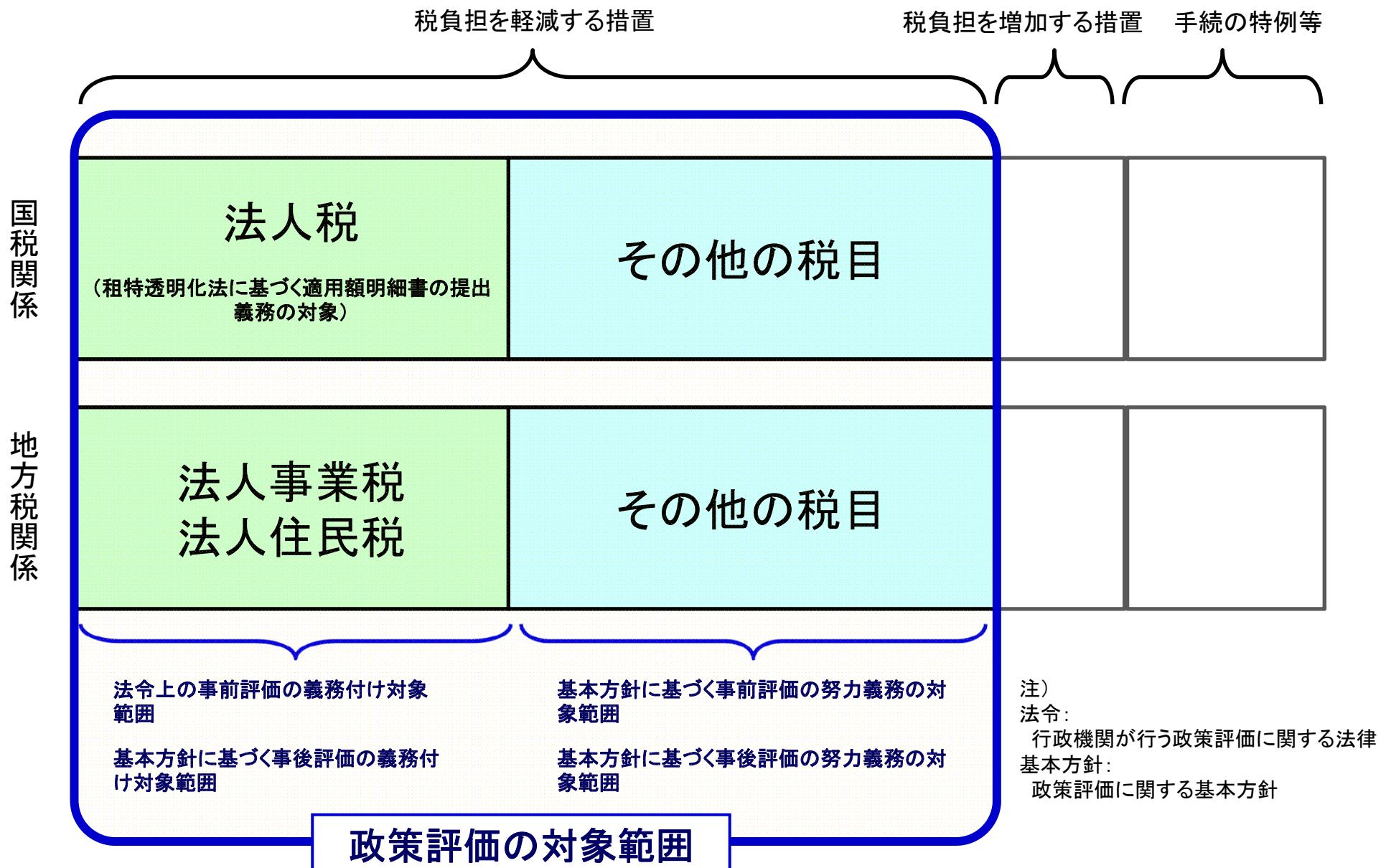
番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他	
					6つのテスト								
					合理性		有効性		相当性				
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担			
経産24	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置	拡・延	○		※		●	●					
経産25	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税	拡充				※		●	※				
経産26	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	延長				●	※	●					
経産27	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置	延長				●	●	●			※		
経産28	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）	延長				※	※	●	●	●			
経産29	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）	延長			※	●	●	●	●				
経産30	軽油引取税の課税免除措置の特例措置（地熱資源）	延長				※	※	●	※	※			
経産31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）	延長			※			●	※				
経産32	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（生コンクリート製造業）	延長			●	※	※	●	※				
経産33	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（セメント製品製造業）	延長			●	※	※	●	※				
経産34	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	延長			●	※		●	※				
経産35	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）	延長			●	※		●	※				
経産36	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採業）	延長			※			●					
経産37	軽油引取税の課税免除の特例措置（陶磁器製造業）	延長			●	●	●	●	※	●			
経産38	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（ゴルフ場業）	延長				※	※	●	※				
経産39	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置	新設			※	—	—	●	※				
経産40	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設			●	—	—	●					
経産41	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設			●	—	—	●					
経産42	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置	延長						●					
経産43	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例	延長				●		●					
経産44	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	○						※				

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他	
					6つのテスト								
					合理性		有効性		相当性				
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担			
経産45	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設	新設			—	—	●	●					
経産46	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例	延長						●					
経産47	「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除	新設			—	—	●	※	※				
経産48	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置	新設			—	—	●						
経産49	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置	延長			※		●	●					
経産50	外国組合員に対する課税の特例	事後				●	●						
経産51	エンジエル税制 ・特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ・特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例	事後				※	●	●					
経産52	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受けける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等	事後			※	※	※	●					
経産53	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	事後				※	※	●					
経産54	青色申告特別控除	事後						●					
経産55	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	事後				※		●		※			
経産56	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法）	事後					※	●					
経産57	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）	事後						—		※			
経産58	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉛害防止事業基金）	事後	○					●	●				
経産59	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）	事後	○			●	※	●					
経産60	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）	事後	○		※			●		※			
経産61	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（商品先物取引法に基づく委託者保護基金）	事後	○					●		※			
経産62	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例	事後				※	※	●		※			
経産63	非上場株式等についての贈与税の納税猶予 非上場株式等についての相続税の納税猶予 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	事後				※	※	●					

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他	
					6つのテスト								
					合理性		有効性		相当性				
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担			
経産64	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度	事後			●	※	●	●	●	※			
経産65	エンジエル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置	事後						※	●				
経産66	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置	事後				※	※	●					
経産67	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例	事後				●	※	●	●				
経産68	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置	事後				※	※	●	●				
経産69	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置	事後			※	●		●	●				
経産70	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率	事後			※		※	●	●				
国土交通省													
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	○						※				
国交02	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設	新設	○		※	—	—	●		※			
国交03	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長	延長	○			※	●	●	※	※			
国交04	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	延長	○			※	※	●					
国交05	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し	新設	○			—	—	●					
国交06	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入	新設	○			—	—	●					
国交07	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充	拡充	○			※	※	●	※				
国交08	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	拡充	○			※		●	※				
国交09	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設	新設	○			—	—	●					
国交10	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用	新設	○			—	—	●	※	※			
国交11	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	新設	○			—	—	●	●				
国交12	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大	拡充	○		※	●	●	●					

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他	
					6つのテスト								
					合理性		有効性		相当性				
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担			
国交13	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	新設	○		※	—	—	●	●				
国交14	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長	延長	○		※	※	※	●	※				
国交15	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長	延長	○			●		●					
国交16	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充	拡充	○		※			●					
国交17	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	拡充	○						●				
国交18	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度	拡充	○				※		●				
国交19	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社に係る課税標準の特例措置の拡充	拡充	○				※		●				
国交20	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における税制上の特例措置の創設	新設	○		※	—	—	●					
環境省													
環境01	P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長	延長	○		※	●	●	●	●	●			
環境02	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置（延長）	延長	○		※	●	●	●	●				
環境03	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	新設	○		※	—	—	●					
環境04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）	拡充	○						※				
環境05	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用	新設	○	○									
防衛省													
防衛01	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長	延長			※			※					

## 【参考1】 稟税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



## 【参考2】 政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）  
〈「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添〉

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
  - 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
  - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
  - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
  - 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
- 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
  - 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
  - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段として的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。